アーカイブズ関係機関協議会の紹介

記録遺産を守るために・・・

富岡守

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

1. はじめに

「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」 (略称:全史料協)は、会員相互の連絡と連携をはかり、研究協議を通じて記録史料の保存利用活動の振興に寄与することを目的として、1976年(昭和51)に発足しました。1988年の公文書館法施行を契機に、遅れていたわが国の文書館運動が本格的に進展し始めましたが、同法の成立に際しても、全史料協は大きな役割を果たしました。

2. 会員

現在、445の会員が加盟し、その内訳は機関会員149、個人会員281、準会員15です(平成23年2月10日現在)。機関会員には、文書館、公文書館、図書館、歴史資料館、自治体史編さん室、および大学資料室等歴史資料を保存・利用している機関が加盟しています。個人会員は、歴史資料を保存し、利用に供する仕事に携わる方々です。準会員は本会の趣旨に賛同された方々です。

3. 主な活動

主な活動としては、年1回、全国の会員が 集まって、研修会・総会・研究会・交流会な どを行う全国大会 (22年度は京都、23年度は 群馬)、地域部会 (関東部会/近畿部会) に

よる月例研究会、企業史料協議会と合同で開催するセミナー等があります。さらに、文書館関係機関の世界的団体である国際文書館評議会 (ICA) およびその東アジア地域支部 (EASTICA) にも加盟し、国際交流に努めています。これらの活動及び事業運営を円滑にすすめるために、現在、大会・研修委員会、調査・研究委員会、広報・広聴委員会の3委員会と会長事務局、副会長事務局を組織しています。

また、全史料協は、記録史料保存利用に関わる問題について、数々のアピール、陳情活動も行ってきました。主なものとしては、「国文学研究資料館史料館の充実・強化について」(平成13年11月28日、文部大臣宛)、「市町村合併時における公文書の保存を求める声明」(平成15年8月1日、全国の市町村、都道府県市町村合併担当部署など宛)、「21世紀日本のアーカイブズに関する要望について」(平成16年1月30日、内閣官房長官など宛)等があります。個々の問題解決のみならず、わが国の記録史料の保存利用活動全般の促進を図るべく努力をしています。

公文書管理法が公布され、本年4月からいよいよ施行されます。同法34条には地方公共団体においても法の趣旨を踏まえた公文書管理に取り組む努力義務が課されています。非現用の歴史公文書についても現用公文書の情報公開制度と同様の利用請求権が住民に認められることにより、地方公共団体全体、そして非現用公文書の閲覧公開の場としての歴史



京都大会における資料保存ワークショップ会場の様子

資料保存利用機関の果たす役割は、より大きなものとなることが予想されます。全史料協としましても、この機を逃さず、記録管理体

制の改善と記録史料の保存利用について意識 高揚を図るため、更なる活動を展開していき たいと思います。



91